

障害を理由とする差別の解消の推進に関する大東市職員等対応要領

1. 趣旨

この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

(1) 対象となる障害者は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある人であって、障害および社会的障壁^{※1}により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。

(2) 職員は、全ての市職員（再任用職員、任期付採用職員、非常勤職員等すべての雇用形態を含む。）および市立小・中学校の教職員とする。

ただし、本市業務の受託事業者や指定管理者（再委託または第三者委託を受ける者を含む。以下「受託事業者等」という。）のうち、市民と接する機会のある業務を行うものについても、同様の対応を求めるものとする。

3. 対象分野

本市が事務・事業を行う分野とする。

ただし、本市が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

4. 職員による障害を理由とする差別の禁止

(1) 職員は、担当事務を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(2) 別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念および法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むこ

※1 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなもの（以下は例）

- ① 社会における事物（通行・利用しにくい施設・設備など）
- ② 制度（利用しにくい制度など）
- ③ 慣行（障害者の存在を意識していない慣習・文化など）
- ④ 観念（障害者への偏見など）

とが望まれることを意味する（次条についても同じ。）。

5. 職員による合理的配慮の提供

職員は、担当事務を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

6. 所属長における障害を理由とする差別の解消を推進するための責務

(1) 所属長は、「4. 職員による障害を理由とする差別の禁止」および「5. 職員による合理的配慮の提供」に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- ① 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- ② 障害者およびその家族その他の関係者から不当な差別的取扱いおよび合理的配慮の不提供に対する相談及び苦情の申し出があった場合にあっては、速やかに状況を確認すること。
- ③ 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮を適切に行うよう指導すること。

(2) 所属長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

7. 相談体制の整備

(1) 職員は、障害を理由とする差別に関する障害者およびその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するものとする。

(2) 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

(3) 寄せられた相談等は、担当課において対応後、対応が困難であったものについて、別紙中様式第1号・第2号に基づき障害福祉課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

(4) (1) の相談は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

8. 研修・啓発

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。
- (2) 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、研修を実施する。
- (3) 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等の活用により、意識の啓発を図る。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。